

平成 31 年 1 月 28 日
独立行政法人 郵便貯金・
簡易生命保険管理機構

機構の名称変更に関するご案内 Q & A

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日、当機構は、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称が変更となります。通称は「郵政管理・支援機構」です。

なりすましによりお客さまの情報や財産をだまし取ろうとする金融犯罪が発生しております。

機構名変更に伴い、当機構職員・郵便局員・かんぽ生命社員などが「必要な手続き」などと称して**保険証書をお預りすることは一切ありませんので、十分ご注意ください。**

機構名変更について

Q 1 いつから機構名が変わりますか？また、新しい機構名は何ですか？

A 1 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日に機構名を変更いたします。

新しい機構名は、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」です。

通称は、「郵政管理・支援機構」です。

英文名は、「Organization for Postal Savings, Postal Life Insurance and Post Office Network」となります。

Q 2 なぜ機構名称が変更となるのですか？

A 2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 41 号）の施行によるものです。

同法律により、機構の目的に「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図ること」が追加され、同時に機構の名称を変更することとなりました。

保険証書等について

Q 3 機構名称変更に伴い、（平成 19 年（2007 年）9 月 30 日以前に契約した）簡易生命保険契約の保険証書は、何か手続きが必要ですか？

A 3 お客さまに行っていただくお手続きはございません。

旧機構名称のままの簡易生命保険証書でも保険金等のお支払や貸付等の際に有効にご使用になれます（日本郵政公社や郵政省の表記となった保険証書も同様にそのまま

ご使用になれます。)

Q 4 機構名変更に伴い、保険証書記号番号は変更になりますか？

A 4 変更はございません。

簡易生命保険の取扱いについて

Q 5 入院・手術証明書をかんぽ生命保険のホームページからダウンロードし、既に病院に証明書発行のお願いをしています。旧機構名称が記載されていますが、平成 31 年 4 月以降もそのまま入院保険金の請求に使えますか？

A 5 そのまま使えます。

Q 6 かんぽ生命のホームページや郵便局などで入手した旧機構名称の記載された請求用書類は、平成 31 年 4 月以降もそのまま使用できますか？

A 6 使用できます。

Q 7 機構名変更によって、簡易生命保険の取扱い、商品や制度に変更はありますか？

A 7 機構名称変更に伴う簡易生命保険の取扱いや商品、制度・サービスの変更は一切ございません。

なお、商品等の詳細については、当機構ホームページの[商品紹介](#)又は、[保険約款](#)をご確認ください。

Q 8 郵便局の窓口等での取扱いは変更になりますか？

A 8 変更はございません。引き続き、郵便局の保険窓口、かんぽ生命保険等をご利用ください。

※ 当機構は、平成 19 年 9 月 30 日以前にご加入された簡易生命保険契約の管理業務を、株式会社かんぽ生命保険に委託、日本郵便株式会社に再委託しております。